

# 機械式立体駐車場の安全対策に係る経緯・現状

---

国土交通省 都市局 街路交通施設課

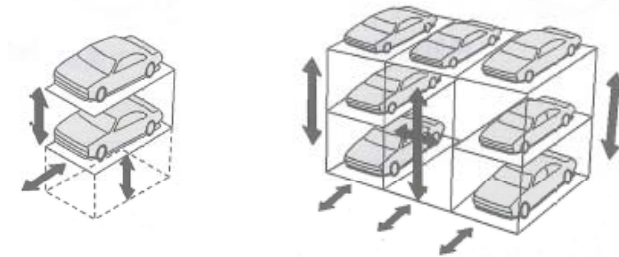
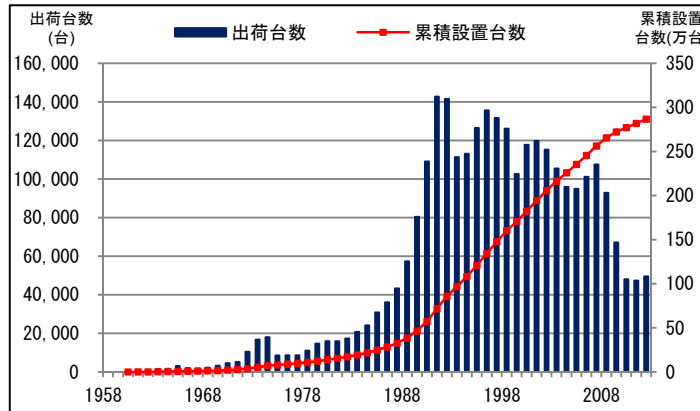
1. 機械式立体駐車場における重大事故の発生状況
2. 機械式立体駐車場の安全対策検討委員会
3. 機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン
4. 検討課題と対応状況

# 1. 機械式立体駐車場における 重大事故の発生状況

# 機械式駐車装置の普及状況

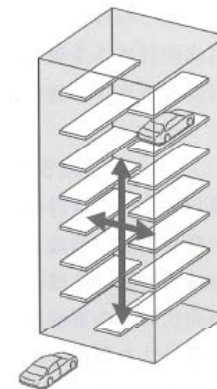
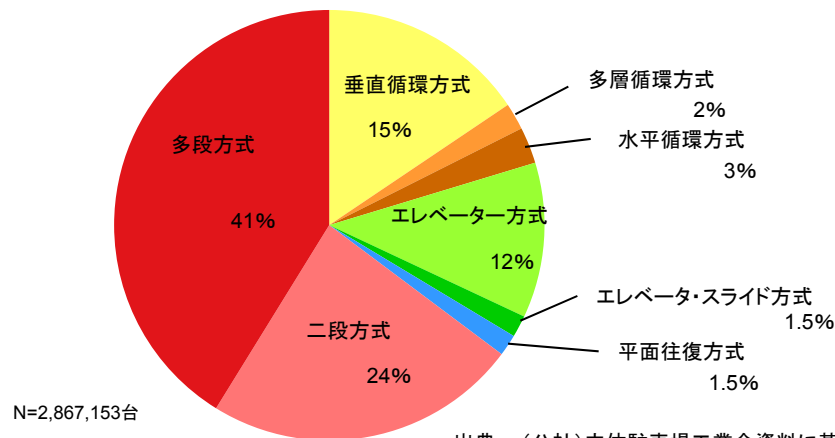
- 限られた土地スペースを有効に活用可能なことから、1980年代後半から都市部で急速に普及（出荷累計は約54万基（平成25年3月末時点））。
- 二段・多段方式、エレベータ方式を始め、様々な種類のものが存在。
- 時間貸し駐車場、商業施設等の公共用駐車場のほか、マンション等の専用駐車施設にも普及。

機械式駐車装置の出荷設置台数の推移



二段方式・多段方式

機械式駐車装置の種類別累計設置割合



エレベータ方式（横式）

出典：（公社）立体駐車場工業会資料に基づき国土交通省作成

# 機械式立体駐車場における重大事故の発生状況

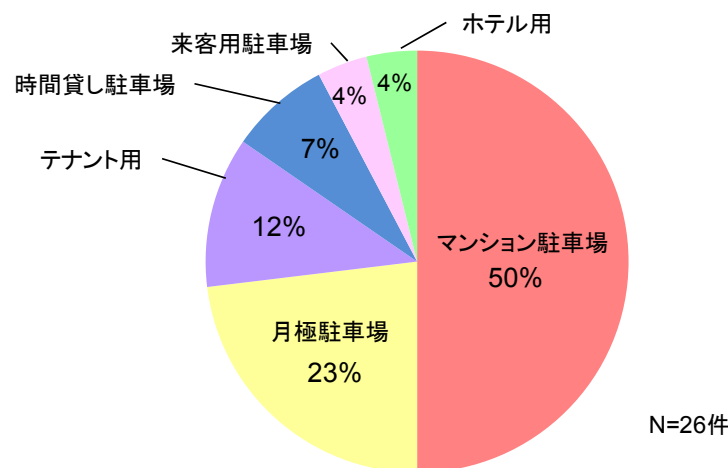
○平成19年度以降、一般利用者等の死亡・重傷に至った事故は、少なくとも26件発生。  
 ○発生場所としては、マンション駐車場が5割を占め、利用者が自ら操作する使用形態での事故が多い。  
 ○発生状況としては、「装置内に人がいる状態で機械が作動」が約4割を占める。

## 一般利用者等の死亡・重傷事故件数

H19年度	1(0)
H20年度	5(1)
H21年度	2(1)
H22年度	5(1)
H23年度	2(1)
H24年度	8(4)
H25年度	3(2)
合計	26(10)

※ 括弧内は死亡事故件数

## 死亡・重傷事故の発生場所(駐車場用途別)



## 死亡・重傷事故の発生状況と主な発生要因

	無人確認不足	危険源への接近	不適切な自動車運転	外部侵入	不適切な操作	機械・電気の不良、劣化	障害物	合計
装置内に人がいる状態で機械が作動	9			2				11
人の乗降・歩行時の転倒・落下		3			1	1	1	6
作動中の装置に侵入・接触		3		1				4
車両の入出庫時の衝突			4					4
装置の非常停止					1			1
合計	9	6	4	3	2	1	1	26

出典：(公社)立体駐車場工業会資料に基づき国土交通省作成

# 【参考】発生状況別の事故概要①

## [装置内に人がいる状態で機械が作動]

発生日	発生時刻	発生場所	被災者	危害区分	操作者	装置区分	駐車場用途	設置年月	事故概要
平成19年8月24日	午前10時頃	北海道札幌市	運転者A	重傷	運転者B	エレベータ方式	月極駐車場	平成3年9月	駐車場を通常利用せず、操作を行っていない人が操作を行ったところ、別の利用者が機械の旋回に巻き込まれ被害にあった。
平成22年3月25日	午前6時40分以前	大阪府大阪市	侵入者	死亡	不明	エレベータ方式	マンション駐車場	平成19年2月	侵入者が協力者の車に同乗して暗証番号を使って入庫。協力者は駐車場外に退出したが、侵入者は車が最上段付近に格納されてから車を降り、物色していたところ、次の利用者の出庫操作により上昇したカウンターウエイトにぶつかり転落した。
平成22年4月20日	午前12時頃	神奈川県横須賀市	運転者	死亡	係員	垂直循環方式	月極駐車場	昭和58年11月	運転者は車を入庫し、駐車装置外に退出した後、助手席にある荷物を取るため再び駐車装置内に入った。駐車場の操作係員が装置を起動したため、運転者は被害にあった。
平成23年5月31日	午後10時20分頃	福岡県福岡市	同乗者(子供)	死亡	運転者	エレベータ方式	マンション駐車場	平成16年3月	運転者は子供を乗せて入庫後、駐車装置の出入口扉を閉める操作を行った。その後、子供が駐車装置内に残っていることに気づき、出入口扉を開けたが、子供は機械に挟まれ被害にあった。
平成23年11月19日	午後7時30分頃	千葉県千葉市	運転者A	重傷	運転者B	昇降・横行式	マンション駐車場	平成20年12月	利用者が鍵を操作盤に挿した状態で車を入庫後、助手席で荷物を取り出していたところ、次の利用者が操作を行ったため装置が動きはじめ、開口部から転落し被害にあった。
平成24年5月18日	午前9時30分頃	大阪府吹田市	運転者	重傷	係員	垂直循環方式	時間貸し駐車場	昭和58年3月	操作係員は、運転者が既に駐車装置外に出たものと思い装置を作動させた。その後、操作係員は、駐車装置内に運転者が残っていることに気づいたが、緊急停止ボタンを押すべきところを誤って取消ボタンを押したため、装置は停止せず、運転者は被害にあった。
平成24年6月30日	午前0時15分頃～午前4時頃	千葉県松戸市	侵入者	死亡	運転者	エレベータ方式	月極駐車場	平成3年11月	被害者は外部から駐車装置内に侵入したと推定され、機械装置に挟まれて被害にあった。
平成24年7月23日	午後5時20分頃	岩手県花巻市	同乗者(子供)	死亡	運転者	エレベータ方式	マンション駐車場	平成19年3月	運転者は子供を乗せて入庫後、駐車装置の出入口扉を閉める操作を行った。その後、駐車装置内から悲鳴が聞こえたため緊急停止ボタンを押したが、子供は機械に挟まれ被害にあった。
平成25年6月1日	午前6時頃	神奈川県川崎市	同乗者	死亡	運転者	エレベータ方式	マンション駐車場	平成21年1月	運転者が駐車装置内に入庫後、駐車装置外に出て装置を操作したところ、駐車装置内に残されていた同乗者が機械に挟まれ被害にあった。駐車装置内には人感センサーは設置されていたが、動きがない人の検知はできないものであった。
平成26年1月23日	午後4時15分頃	愛知県稲沢市	運転者	死亡	係員	垂直循環方式	時間貸し駐車場	昭和63年3月	利用者(運転者A)が駐車装置内で出庫準備中、次の利用者(運転者B)の入庫のため、係員が装置を作動させたため、運転者Aは機械に挟まれ被害にあった。係員が隣接する駐車装置にも対応し、利用者の出庫完了を確認できていなかった。また、駐車装置内の人感センサーが故障したまま放置されていた。
平成26年2月12日	午後6時30分頃	愛知県名古屋	運転者A	重傷	運転者B	昇降・横行式	マンション駐車場	平成16年5月	利用者(運転者A)は子供と共に入庫し、鍵を操作盤に挿した状態で、後部座席から子供を降ろしていたところ、次の利用者(運転者B)が操作を行い、装置が動いて運転者Aは被害にあった。

# 【参考】発生状況別の事故概要②

## [人の乗降・歩行時の転倒・落下]

発生日	発生時刻	発生場所	被災者	危害区分	操作者	装置区分	駐車場用途	設置年月	事故概要
平成20年11月25日	午前12時頃	兵庫県姫路市	同乗者(子供)	重傷	—	垂直循環方式	来客用駐車場	平成6年11月	子供が運転者から離れ、車両前方から助手席側に回り込もうとしたところ、機械装置の隙間から転落し、被害にあった。
平成21年7月19日	午後6時30分頃	東京都荒川区	運転者	重傷	—	昇降・横行式	テナント用	平成3年2月	消音対策として設計にない部材が取り付けられていたため、パレットが通常通り格納されず、開口部が生じていた。利用者は手動式の前面ゲートを開けて駐車装置内に入ったところ、開口部から転落し被害にあった。
平成22年5月1日	午後3時14分頃	宮崎県宮崎市	同乗者	重傷	—	エレベータ方式	ホテル用	平成17年1月	同乗者が両手に荷物を持った状態で、パレットの縁に足を乗せて降車した際、体勢を崩して、間仕切り壁を突き破り、隣接機の開口部から転落し被害にあった。
平成22年9月13日	午前4時頃	兵庫県加古川市	運転者	重傷	—	昇降・横行式	マンション駐車場	平成3年1月	利用者が車を入庫し、移動操作が完了しない状況で操作盤から鍵を抜いて立ち去ったため、装置が途中停止し、地上部に開口部が生じた。その後、次の利用者がゲートの上昇操作を行って駐車装置内に入った際、開口部に転落し被害にあった。
平成24年8月3日	午前9時10分頃	大阪府大阪市	運転者	重傷	—	垂直循環方式	月極駐車場	平成5年6月	利用者がトランクを閉めるために車両後方に回った際に、「乗る危険」と表記された開口カバーに両足を乗せ、転落し被害にあった。
平成25年1月7日	午後4時30分頃	広島県広島市	運転者	重傷	—	昇降・横行式	マンション駐車場	平成1年2月	居住者が車のトランクの荷物を取り出すために駐車装置の後部に行った際、開口部に気付かず約2m下のピットに転落した。

## [作動中の装置に侵入・接触]

発生日	発生時刻	発生場所	被災者	危害区分	操作者	装置区分	駐車場用途	設置年月	事故概要
平成20年8月2日	午前2時45分頃～午前5時30分頃	愛知県名古屋市	運転者	死亡	不明	昇降・横行式	マンション駐車場	平成19年3月	利用者自身の操作により装置を作動させている際、何らかの理由によりゲートを越えて装置内に入り込んだものと推定され、機械に挟まれ被害にあった。
平成21年2月19日	午前11時30分頃	千葉県千葉市	同乗者(子供)	重傷	運転者	昇降・横行式	マンション駐車場	平成20年6月	利用者の操作によって、前面ゲートを上昇させるためのチェーンが駆動したところ、子供の手指がチェーンの稼働部に挟まれ、被害にあった。
平成24年4月2日	午前8時10分頃	大阪府茨木市	同乗者(子供)	死亡	運転者	昇降・ピット式	マンション駐車場	平成15年10月	子供が駐車装置内に立ち入り、空車であった隣のパレットから動作中の自転車パレットに飛び移った際に転倒し、パレットと歩廊の間に挟まれ被害にあった。なお、操作盤には、ボタン押し補助器具が使用されていた。
平成24年5月20日	午後3時20分頃	大阪府堺市	同乗者(子供)	重傷	運転者	昇降・横行式	マンション駐車場	昭和63年8月	運転者が入庫のため操作を行ったところ、同乗していた子供が前面柵に近づき、下部隙間から足が機械に挟まれ被害にあった。

# 【参考】発生状況別の事故概要③

## [車両の入出庫時の衝突]

発生日	発生時刻	発生場所	被災者	危害区分	操作者	装置区分	駐車場用途	設置年月	事故概要
平成20年10月18日	午後3時頃	茨城県 取手市	保守員	重傷	—	垂直循環方式	月極 駐車場	平成6年10月	セレクトレバーがドライブ状態で停車中の車に、駐車場管理者が移送のため乗車したところ、足がアクセルにかかり、車の暴走によって保守作業員が被害にあった。
平成20年10月20日	午前11時頃	大阪府 大阪市	運転者	重傷	—	エレベータ方式	月極 駐車場	平成8年1月	利用者が車両を駐車装置前に停車し、パレットの呼び出し操作を行っていたところ、車路勾配により車両が後退し始めた。このため、利用者が車両に乗り込みブレーキを掛けようとしたところ、アクセルを踏み込み、駐車装置に衝突したため被害にあった。
平成22年11月21日	午後6時頃	大阪府 池田市	運転者	重傷	—	エレベータ方式	テナント用	平成9年12月	運転者は入庫のため、出入口前で待機していたところ、アクセルとブレーキを踏み間違えたため、出入口扉を突き破って動作中の駐車装置内に進入し、ピットに落下して被害にあった。
平成25年2月10日	午後0時30分頃	福岡県 福津市	運転者	死亡	—	昇降・横行式	マンション 駐車場	平成3年10月	運転者が運転席ドアを開けて後進入庫していたところ、機械装置の支柱に身体を挟まれ被害にあった。

## [装置の非常停止]

発生日	発生時刻	発生場所	被災者	危害区分	操作者	装置区分	駐車場用途	設置年月	事故概要
平成23年3月11日	午後6時30分頃	京都府 京都市	運転者	重傷	係員	自動車用 エレベータ	テナント用	昭和44年4月	テナント管理者が電源を落としたため、カーリフト内に閉じ込められた運転者が自力で脱出しようとしたところ、開口部の隙間から転落し被害にあった。



## 2. 機械式立体駐車場の安全対策検討委員会

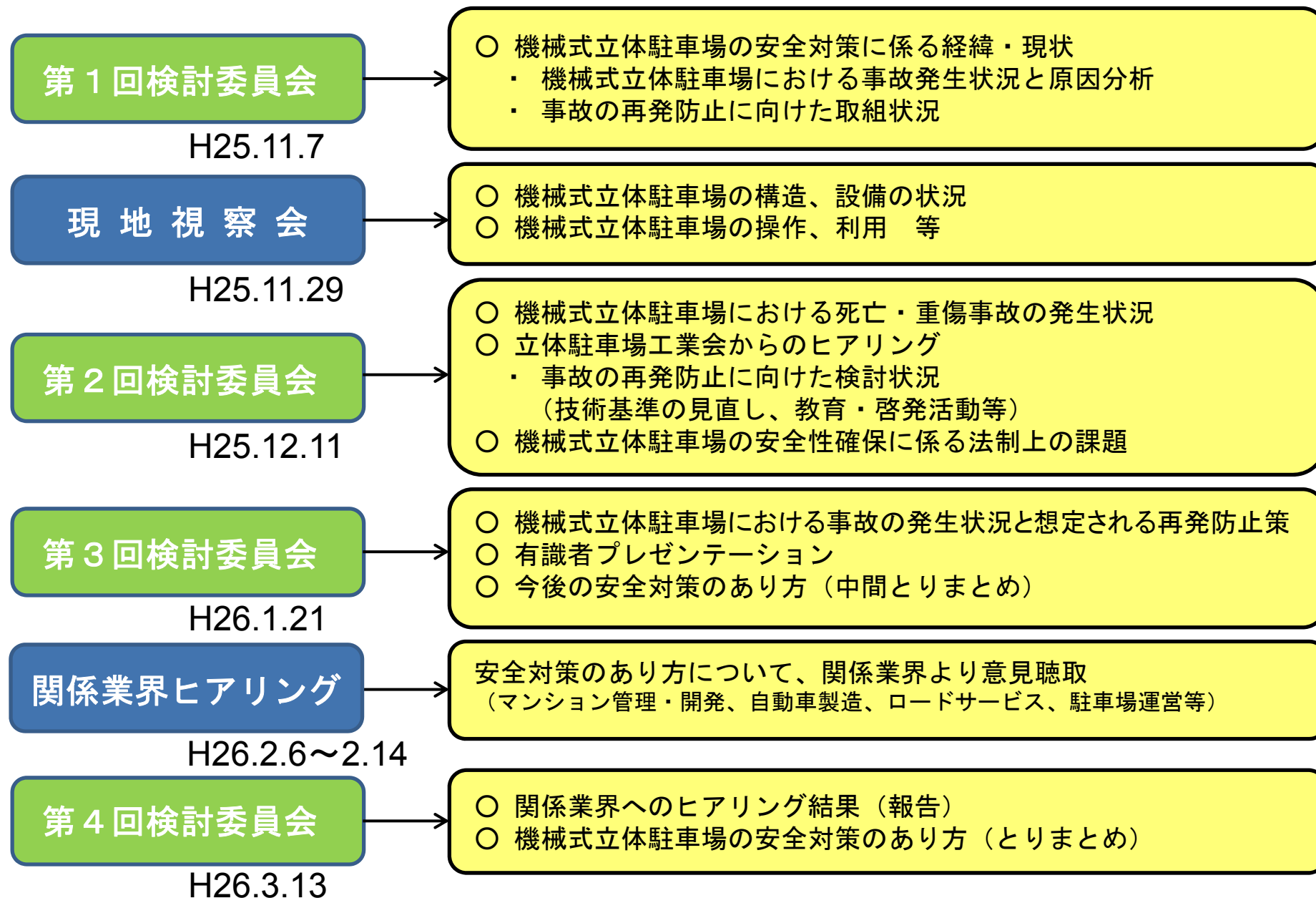
昨今、機械式立体駐車場において、一般利用者が機械に身体を挟まれ死亡する事故等が発生していることに鑑み、国土交通省では、事故等の発生状況や要因の把握・分析を行い、再発防止に向けた今後の安全対策のあり方について広範かつ専門的な見地から検討を行うため、平成25年11月より「機械式立体駐車場の安全対策検討委員会」を設置・開催。

## 委員名簿

- 【座長】 向 殿 政 男 明治大学名誉教授
- 【有識者】 小松原 明 哲 早稲田大学理工学術院創造理工学部経営システム工学科教授  
高 木 堯 男 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター  
昇降機認定委員会/評価委員会 委員  
高 橋 洋 二 東京海洋大学名誉教授  
中 村 雅 人 弁護士  
船 見 国 男 千葉工業大学工学部機械サイエンス学科教授
- 【関係業界】 山 下 恭 司 公益社団法人 立体駐車場工業会 技術委員会 委員長  
門 田 正 弘 公益社団法人 立体駐車場工業会 安全部長
- 【国土交通省】 樺 島 徹 大臣官房審議官(都市局)  
望 月 明 彦 大臣官房技術審議官(都市局)
- 【事務局】 国土交通省都市局街路交通施設課

(敬称略、有識者は五十音順、役職等は平成26年3月時点)

# 機械式立体駐車場の安全対策検討委員会の開催



# 機械式立体駐車場の安全対策検討委員会報告書(H26.3)

## V. 機械式立体駐車場の安全対策の考え方

### 1. 基本的な考え方

- 機械式立体駐車場は、都市施設として不可欠な施設であるものの、ひとたび事故が発生すれば、重大事故に至る危険性が高い機械装置であることも認識すべき。
- 製造者、設置者、管理者、利用者の各主体がそれぞれ真摯に協力して安全確保と安全利用に取り組むことが重要(多重安全)。

### 2. 検討の視点

- 死亡・重傷事故が起こらないことに主眼を置き、まずはこれまで発生した**重大事故の再発防止**から安全対策を講ずるべき。
- 想定されるリスクに対して、重大事故につながるものは**安全対策の多重化**を通じて事故を回避すべき。
- 閉じ込め事故に対しては、「**入れない／残らない／残さない**」「**中に人がいる状態で動かさない／動かない**」「**閉じ込められても事故にあわない**」を原則とすべき。
- 具体的な**利用実態**を踏まえた安全対策が講じられるべき。
- 利用者の「**行動制御**」という視点を持ち、不適切な利用がないことを検出する仕組みを構築すべき。
- 製造段階でやむを得ず残るリスクについては、利用者等への情報提供や注意喚起を徹底して丁寧に行うべき。
- 幼児・児童への注意喚起や保護者の注意には限界があることを認識すべき。

### 3. 機械式立体駐車場の安全対策に関する ガイドライン

# 機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン(H26.3)

## 機械式立体駐車場の安全対策検討委員会報告書(H26.3) VI. 早期に取り組むべき安全対策

- 重大事故の要因分析等を踏まえ、その再発防止を図る観点から、関係主体において早期に以下の対策が講じられるべき。

### 1. 製造者の取組

- 装置内への立入防止のための閉鎖性確保(ゲート、柵の設置等)
- 装置の稼動状況等に対する視認性確保(操作盤の位置、モニター設置等)
- 安全性に配慮した操作方法(安全確認ボタン、緊急停止ボタン等)
- 人の転倒、転落等を防止するための開口部、障害物等の除去
- 装置のインターロック機能の確保
- 非常時を想定した構造・設備の確保(退避場所、非常用脱出口等)
- 残留リスク及び適正な使用方法に関する説明、注意喚起等等

### 2. 設置者の取組

- I. の要件を満たす装置の使用
- 設置場所、気象条件、使用条件、利用者の特性等を考慮した装置選択
- 装置内への立入防止のための閉鎖性確保(ゲート、柵の設置等)
- 入出庫時の不要な人の立入抑止(子供の待機場所、荷物の積み下ろし場所等の確保)
- 装置内の視認性確保(照明設備の設置等)
- 残留リスク及び適正な使用方法に関する説明、注意喚起等等

### 3. 管理者の取組

- 利用者に対する操作方法、注意事項等に関する書面説明の徹底
- 装置の安全確保のための維持保全、専門技術者による定期的な点検の実施
- 事故等発生時の対処
- 管理責任者の選任・明示及び実施方法等に関する文書作成・閲覧
- 委託契約等における実施主体・方法等の明示等

### 4. 利用者の取組

- 装置の危険性を再認識した上での利用
- 他人の鍵、ボタン押し補助器具等の使用禁止
- 装置内の無人確認の徹底
- 運転者以外の乗降室外での乗降、やむを得ず同乗者が立ち入る場合の退出確認の徹底等

## 国土交通省の取組

- 関係団体に対して、「**機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン**」を発出
- 消費者庁及び立体駐車場工業会と連携して、利用者に向けた**注意喚起文書**を発出

※ 駐車場法の対象となる路外駐車場に設置される機械式駐車装置について、ガイドラインへの準拠を要請。

※ 路外駐車場以外に設置される機械式駐車装置についても、ガイドラインへの準拠を推奨。

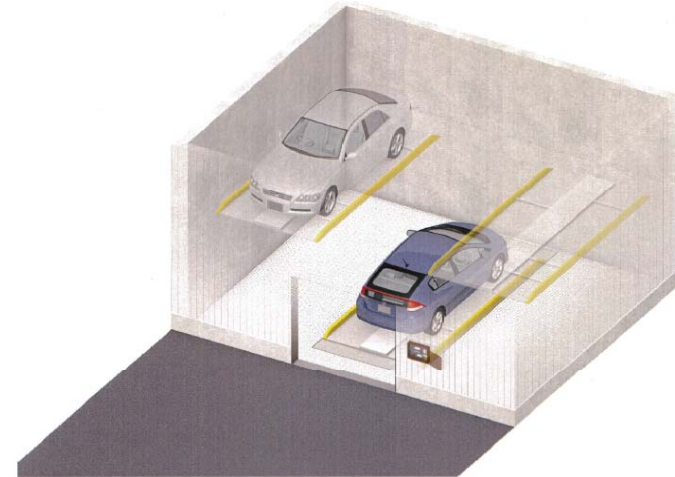
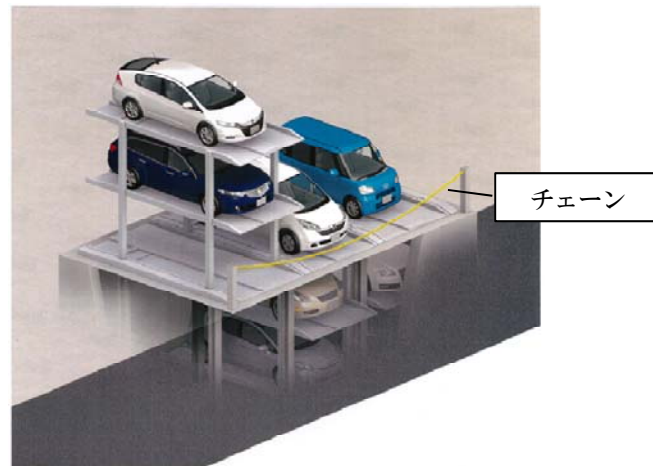
# 【参考】立体駐車場工業会の技術基準の改定(H26.7)

公益社団法人 立体駐車場工業会では、安全対策ガイドラインの「製造者の取組」への対応として、平成26年7月15日に「機械式駐車場技術基準」を改定。

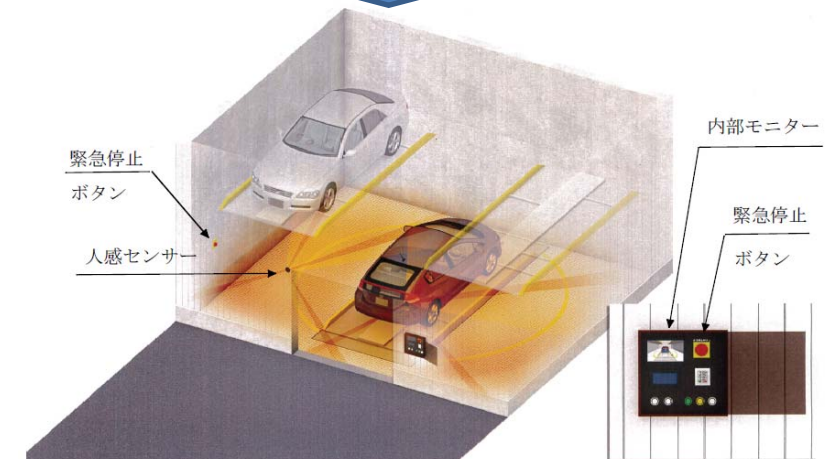
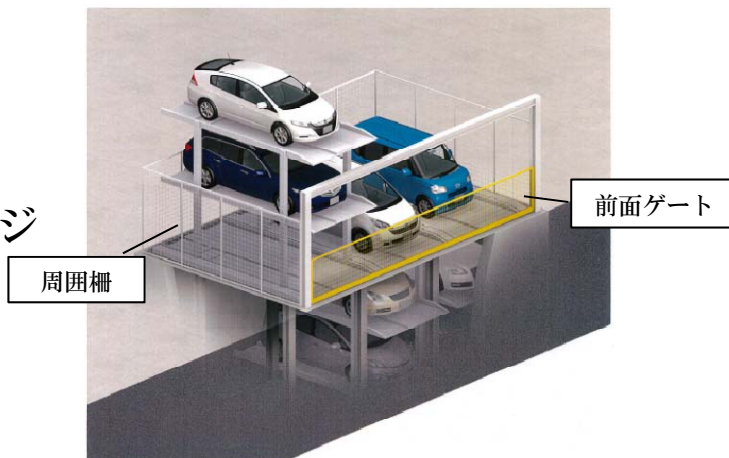
＜昇降・ピット式駐車場＞

＜エレベータ方式駐車場＞

旧基準イメージ



新基準イメージ



※ 前面ゲート、周囲柵、人感センサーについては、平成24年度の技術基準改定において追加。

消費者庁と国土交通省は、安全対策ガイドライン等をもとに、利用者が特に注意すべき点をまとめた注意喚起文書(チラシ)を作成し、関係団体等へ広く配布。

## 機械式立体駐車場での事故に御注意ください!

機械式立体駐車場では、利用者が機械に挟まれ死亡するなどの事故が発生しています。車を載せて動かすために大きな力が働くので、ひとたび事故が生じた場合には、重大な事故になっています。  
 駐車場を利用する場合には、以下に注意して安全に利用しましょう!  
 また、改めて取扱説明書を確認したり、安全講習等を受けて、車載パレットの動き、操作盤の操作方法、緊急時の対処方法等を確認してください。

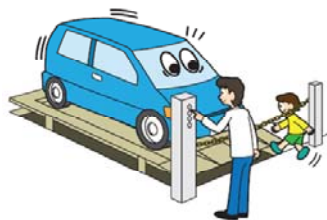


・運転者以外は中に入らないで下さい

運転者以外は装置の外で乗降してください。やむを得ず、幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、装置から退出したことを必ず自ら確認の上、操作してください。

・子どもが装置に近付かないように細心の注意を払いましょう

特に機械の操作中に目を離してしまい、子どもの動きに気が付かないことがあります。また、停止しているときでも、装置の隙間に転落する事故が発生しています。子どもとは常に手をつなぎ、目を離さないようにしてください。

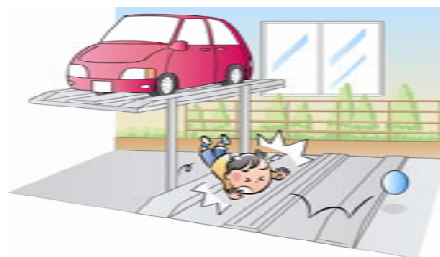


・他人の鍵が挿さっているときは使用中です

操作盤に他の人の鍵が挿さっている場合は、人が装置内に残っている可能性が高いため、絶対に操作をしないで下さい。



### 二段方式・多段方式の注意点



・死角に人がいるかもしれません。隅々まで確認してください。

操作盤の位置からでは、車の陰になって見えない場所もあります。人が隠れていないか必ず確認してください。

・装置内へ人が立ち入らないようにしてください。

装置の前面にチェーンがある場合は、必ず掛けてください。

・操作盤の昇降ボタンを器具等で固定して使用しないでください。

昇降ボタンを器具等で固定すると、安全機能が働かないため、直ちに停止させることができず危険です。

### エレベータ方式の注意点



・センサー等に頼らずに、自分の目で装置内に人がいないことを確認してください。

人感センサーは、装置内に人が残っていても感知しない場合があります。また、車内の人は感知できません。そのため、安全装置が働かないこともあります。

・装置内への閉じ込め等、不測の事態が発生した場合には、

① 迷わず、非常停止ボタンを押ししてください。

② 至急、操作盤に記載されている緊急連絡先へ連絡してください。

機械によっては、僅かな時間で危険な状態になることがあります。あらかじめ、操作盤及び装置内のどこに非常停止ボタンがあるかを確認してください。





## 4. 検討課題と対応状況

# 機械式立体駐車場の安全対策検討委員会報告書(H26.3)

## Ⅶ. 引き続き検討すべき課題

○ 安全性の一層の向上を図る観点から、関係主体において引き続き以下の事項について検討を深めるべき。

### I. 技術的な検討事項

#### (1) 機械式立体駐車場の安全基準の標準化

- ISO12100に基づくリスクアセスメント
- 「機械式駐車場技術基準」(立体駐車場工業会)の体系的見直し
- 将来的なJIS化・国際規格化

#### (2) 新たな技術開発

- 運転ミスや操作ミスを補完する装置(安全センサー等)の開発
- 自動車分野等の先端的な技術・ノウハウの導入
- 人間工学的知見の導入
- 長期的なメンテナンス体制の構築

#### (3) リスクコミュニケーションと多様な利用者への対応

- 製造者等から利用者への適正利用の周知徹底
- 利用者から製造者等への潜在的危険性の指摘と改善要求
- 子供、高齢者、外国人等にとって安全・安心な利用環境の整備

### Ⅱ. 制度的な検討事項

#### (1) 大臣認定制度の運用のあり方

- 現在、駐車場法に基づく大臣認定制度は強制規格である一方、「機械式駐車場技術基準」(立体駐車場工業会)は任意規格
- 大臣認定制度の下での安全性に関する審査・認定の一体的実施
- 安全審査における第三者的な認証機関等の技術的知見の活用

#### (2) 駐車場法の適用範囲

- 現在、マンション等の車庫については駐車場法の適用対象外
- 安全確保の観点から、駐車場法の適用範囲の見直しや関係法令における対応を含めた新たな制度的枠組み

#### (3) 点検・整備

- 安全設備等の点検・整備が確実に実施される仕組み

#### (4) 事故情報の収集・分析と安全対策へのフィードバック

- 事故情報を幅広く収集し、再発防止策や安全啓発へフィードバックする仕組み

### Ⅲ. 機械式立体駐車場の安全性向上のためのインセンティブ

#### (1) 既存施設の安全性向上

- 追加的な投資が求められる安全設備等に対する助成措置(補助、融資等)

#### (2) 安全水準の「見える化」

- 安全面で特に優れた装置に対する表彰・認定
- 「機械式駐車場技術基準」(立体駐車場工業会)への適合レベルの表示

# 駐車場法施行規則の改正(H26.7)

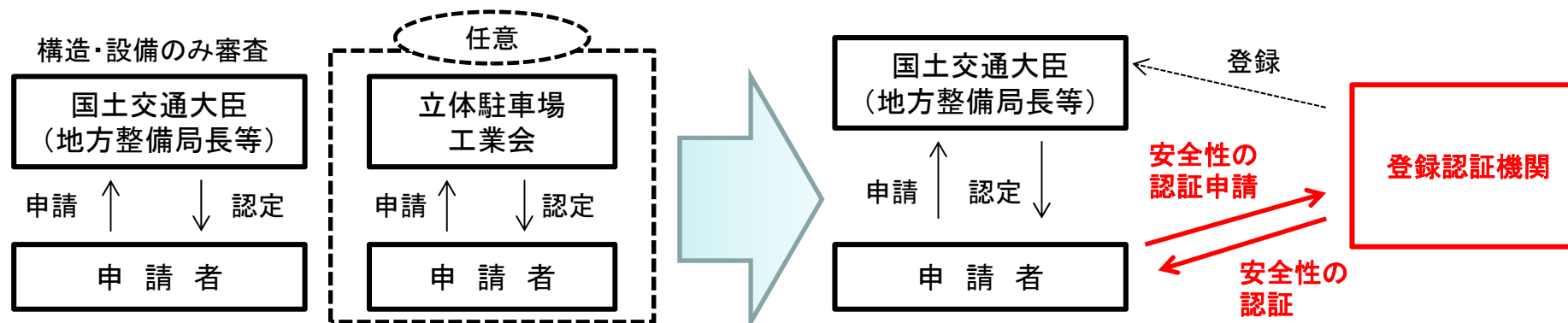
## <現 状>

- 路外駐車場の構造・設備は、駐車場法第11条により、同法施行令に定める技術的基準への適合が義務付けられる。
- 機械式駐車装置については、同令第15条に基づき、装置の方式・特性に応じた審査により、個別に大臣認定が行われている。
- 但し、装置の安全性については大臣認定の基準に含まれておらず、業界団体((公社)立体駐車場工業会)による任意の審査・認定に委ねられている。



## <省令改正の概要>

- 大臣認定制度の下で、装置の安全性についても一体的に審査・認定を行う仕組みを構築する。
- そのため、国土交通大臣が安全基準を定めることを省令に位置づける。
- 安全性に係る審査について、第三者的な専門機関が代行審査を行うための「登録認証機関」の制度を創設する。



## <スケジュール>

公布:平成26年7月25日  
 施行:平成27年1月1日

## <経過措置>

新省令の施行日から1年6月の間に限り、新省令の施行前に大臣認定を受けた型式の装置の設置を認める。

# 消費者安全調査委員会意見(H26.7)と国土交通省等の取組状況

## <総論>

- 機械式駐車装置は、日常の利用環境や人の行動特性を設計段階で十分に考慮してこなかったため、利用には多くの重大なリスクが伴う。
- 駐車装置のリスクを最もよく知る製造者が、装置自体のリスク低減を図るとともに、利用者等に対してリスクや使用方法について周知する等、主体的な役割を果たすべき。
- 実際に駐車装置を操作する利用者自らもリスクを認識し利用することが重要。

## 1. 国土交通大臣への意見

### (1) 制度面等の見直し

① 過去に大臣認定を受けた型式の駐車装置についても、改正後の制度に基づき改めて審査を受けることとする。

② 工業会に対して、リスクアセスメントを行い、技術基準の全面的な見直しを行うよう促すこと。

③ 安全性に関する基準について、国際的な機械安全の考え方に基づき質的向上を図り、JIS規格化について早急に検討を進めること。

④ 駐車場法が適用されないマンション等の駐車場について、法的な整備の検討を早急に進めること。

⑤ 製造者から利用者への安全に関する情報提供を確実にするための仕組みの検討を早急に行うこと。

### これまでの取組状況

→ 駐車場法施行規則の改正(平成26年7月25日公布、平成27年1月1日施行予定)において措置。

→ 機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン(平成26年3月28日公表)(以下「ガイドライン」)に基づき、立体駐車場工業会(以下「工業会」)において技術基準を改定(平成26年7月15日公表)。  
工業会において、リスクアセスメントに基づく技術基準の体系的見直し及びJIS規格化に向けて検討中(平成25年～)。

→ 駐車場法の適用範囲の見直しや関係法令における対応を含め、新たな制度的枠組みを検討中。

→ ガイドラインに基づき、残留リスクの説明の徹底等を関係団体に対して要請(平成26年3月28日)。

### (2) 既存の設備への対応

リスクアセスメントの結果判明した重大事故につながるリスクについては、既存駐車装置の改善を促進するための施策を講ずること。

### これまでの取組状況

→ 既存設備の安全対策の状況について実態調査を実施中(平成26年3月～)。

### (3) 事故情報収集及び公開の仕組みの構築

事故情報の継続的な収集・分析を行い、その結果を適切に公開すること。

### これまでの取組状況

→ 国土交通省HPにおいて、工業会の報告等に基づく重大事故情報を公開中(平成26年7月～)。

## 2. 国土交通大臣及び消費者庁長官への意見

### (1) 安全対策の検討・実施の推進

製造者、保守点検事業者、所有者・管理者（マンション管理組合を含む）、利用者に対して、協議の場を設置し、連携した安全対策の検討・実施を促すこと。

### (2) 安全利用の推進

製造者、設置者及び所有者・管理者に対して、駐車装置の安全な使用方法等について利用者に向けた説明の徹底を促すこと。また、製造者及び保守点検事業者等に対して、所有者・管理者と協力して利用者に向けた教育訓練の実施を促すとともに、利用者に対して参加を促すこと。

### (3) 注意喚起の実施

利用者に対して継続的な注意喚起を実施すること。

#### これまでの取組状況

ガイドラインに基づき、残留リスクの説明の徹底等に関係団体に対して要請（平成26年3月28日）。

#### これまでの取組状況

消費者庁及び工業会と連携して、利用者に向けてチラシやポスターを配布（約35万枚）。工業会において、定期的に安全講習会を開催。また、過去の事故事例等をもとに「安全ガイドアニメーション」（YouTube、DVD）を作成（平成25年12月）。

## <今後の取組>

引き続き、消費者庁とも連携しながら、安全対策の更なる充実を図っていく。

- 機械式立体駐車場の安全対策に関する関係団体との意見交換会を開催（平成26年9月10日開催）。
  - 既存設備の安全対策、安全利用の推進方策等について議論を深め、ガイドラインの一層の充実を図る。
- 機械式立体駐車場の安全対策検討委員会の下に、機械式駐車装置安全基準等WG（座長：向殿政男 明治大学名誉教授）を設置（第1回WG：平成26年9月24日開催）。
  - ガイドラインの要求事項等を踏まえ、駐車場法に基づく大臣認定基準（安全基準）のあり方等について検討。

# 機械式立体駐車場の安全対策ガイドラインの改定(H26.9公表予定)

## 背景

- 機械式立体駐車場は、ひとたび事故が起きれば重大事故に至る危険性が高く、通常長期にわたって使用される。
- 特にマンション等の既設装置については、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者及び利用者が真摯に協力して安全対策と適正利用に取り組む必要性が高い。

## 機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン(平成26年9月改定案)(追加部分の抜粋)

### VI. 関係主体間の連携・協働による取組

- 既設装置の安全性向上に向けて、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者等の関係主体は協議の場を設け、連携・協働して取り組むこと。
- 製造者、保守点検事業者は、協議の場において、設置者、管理者、利用者等に対して、装置のリスクや安全な利用方法を説明するとともに、必要な安全対策の検討・実施を促すこと。
- 設置者、管理者等は、製造者、保守点検事業者に対して、装置のリスク、安全な利用方法、リスク低減方策等の確認及び説明を求め、また、製造者、保守点検事業者の協力を得て、利用者への教育訓練を実施すること。
- 利用者は、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で、適正な利用を心がけること。

### 消費者庁・国土交通省から関係団体への要請

- 施設毎に、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者等による協議の場を設けること(平成26年度内目途)。
- 製造者、保守点検事業者は、協議の場において、設置者、管理者、利用者等に対して、既設装置の安全設備や利用環境を踏まえ、安全な利用方法を説明するとともに、リスク低減方策を検討・提示し、安全対策の実施を促すこと。
- 設置者、管理者等は、必要な安全対策を検討・実施するため、製造者、保守点検事業者に対して、既設装置のリスク、安全な利用方法、リスク低減方策等の確認及び説明を求めること。また、製造者、保守点検事業者の協力を得て、利用者への教育訓練を実施すること。
- 利用者は、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で適正な利用を心がけ、日常の利用場面に潜む危険性を協議の場等において指摘し、不断の改善を求めること。